

第277回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和6年1月15日(月)
- 2 開催年月日 令和6年2月7日(水) 午後1時30分から午後2時50分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者

委員(7名)

佐藤由也委員、高橋愛委員、佐井守委員、柏真喜子委員、村山定雄委員、
島川良英委員、佐野賢治委員

[欠席委員：峰岸有紀委員、菊池岩男委員、伊藤絹子委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当課長、藤原主任主査、荒木主任主査、高梨主任、山野目沿岸広域振興局水産部水産振興課長、山本宮古水産振興センター技術主幹、阿部大船渡水産振興センター所長、
工藤県北広域振興局水産部長、野呂内水面水産技術センター所長

事務局

前川事務局長、大野事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

石田亨一

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示
について

第2号議案 令和6年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について

5 報告事項

- (1) 漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について
- (2) 外来魚の生息状況等について

6 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第277回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開催に先立ち、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。

また、県の方々にも御出席をいただき、大変御苦勞様でございます。

(午後1時31分 高橋愛委員、入室・着座)

本日、御審議いただく議案でございますが、コイヘルペスウイルス病のまん延防止と、第五種共同漁業権に係る増殖目標の2件でございます。

また、報告事項では、漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告についてと、それから外来魚の生息状況等の2件が予定されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たっての御挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

佐藤会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。菊池岩男委員、そして伊藤絹子委員、峰岸有紀委員の3名が欠席でございますが、7名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員として、佐井守委員と佐野賢治委員をお願いいたします。

佐藤会長

それでは、第1号議案「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

加賀主任主査

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤い表紙の資料を御準備願います。大変恐縮ですが、以後、着座にて御説明いたします。

第1号議案「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示について」。要旨、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、こいの放流制限、こいの遺棄の禁止及び知事が別に定める水域からのこいの持出し禁止に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

当委員会は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、平成16年から、こいの放流制限、遺棄の禁止、知事が別に定める水域からの持出しの禁止を内容とする委員会指示を毎年発動しておりましたが、平成30年からは他県等の例に倣い、指示期間を2年間として継続して発動しております。全国的にコイヘルペスウイルス病の発生件数は減少傾向にありますが、コイヘルペスウイルス病が発生した水域のコイは、長期間コイヘルペスウイルスを保有している可能性があり、多くの都道府県で委員会指示を継続して発動しておりますことから、本県においても、コイヘルペスウイルス病のまん延を防

止するためには委員会指示を継続して発動することが必要と考えております。

2ページを御覧願います。この2ページにお示ししておりますのは、委員会指示の新旧対照表でございます。左側に「旧」として令和3年度に発動した委員会指示、右側に「新」として令和5年度に発動する委員会指示案を記載しております。変更箇所をゴシックで表記し、その下に線を引いております。御覧のとおり、令和3年度に発動した委員会指示と令和5年度に発動する委員会指示案で変更となる箇所は、委員会指示番号と指示発動の年月日、それから2の指示期間の年次で、1の指示内容については変更はございません。

それでは委員会指示の案について、御説明いたします。1ページを御覧願います。委員会指示案でございます。読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、こい（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、2月27日を予定しております。会長名でお出しします。

1の指示内容につきましては、「コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、公共水面及びこれと接続して一体を成す水面において、次に掲げる行為をしてはならない。」として、(1)に放流、(2)に遺棄、(3)に知事が別に定める水域からの持出しの事項を規定しております。また、それぞれの具体的な内容として、(1)の放流につきましては、「こいを放流すること。ただし、採捕したこいを同じ水域に放流する場合及びコイヘルペスウイルス病が確認されていない水域において次に掲げる要件のいずれにも該当するこいを放流する場合を除く。」とし、その要件として、「放流しようとする水域で自家生産されていること。」と「PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査）により陰性が確認されていること。」を規定しております。

次に、(2)の遺棄につきましては、「生死を問わず、こいを遺棄すること。」としております。

次に、(3)の知事が別に定める水域からの持出しにつきましては、「コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると知事が認めた場合において、知事が別に定める水域から持ち出すこと。ただし、次に該当する場合を除く。」とし、例外的に持出しを認める要件として、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために疾病検査を実施する場合と、その他コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための対策を実施する場合を規定しております。

2の指示期間につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としております。

以上が委員会指示案でございます。

なお、この委員会指示は、県報掲載に当たりまして、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださ

るようお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございますが、7ページ以降に、農林水産部水産振興課から提出されましたコイヘルペスウイルス病の発生状況とまん延防止対策についての資料を添付しております。この後、水産振興課から資料の説明をしていただき、その後、ただ今御説明いたしました委員会指示案について御審議をお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

野澤振興担当課長

水産振興課、私、野澤と申します。以降、着座にて説明をさせていただきます。失礼いたします。それでは、資料7ページにつきまして御説明をさせていただきます。お手元の資料の7ページを御覧ください。

初めに、本資料の要旨につきまして、上段の囲みの中を御覧ください。

本県におけるコイヘルペスウイルス病、以下、KHV病と呼ばせていただきますが、その発生状況は、平成16年度に初めて発生が確認されて以来、20件の発生が確認されています。

本県におけるKHV病まん延防止対策については、平成16年度以降、継続して委員会指示に基づくコイの持出禁止等の措置を行うとともに、県民の方々に対して、注意喚起を行っているところでございます。

以下、本文について、御説明をさせていただきます。

1、まず、県内のKHV病の発生状況について御説明いたします。恐れ入ります、8ページを御覧ください。8ページでございます。別紙1の1、県内におけるKHV病の発生状況を御覧ください。県内における発生状況は、先ほど申し上げましたとおり、これまで20件の発生が確認されています。直近では、令和元年度に2件の発生が確認されましたが、令和2年度以降は発生が確認されていない状況でございます。

恐れ入りますが、7ページへお戻りいただきますようお願いいたします。次に、県のまん延防止対策について御説明いたします。(1)公共用水面におけるKHV病の取扱いについて、ア、県では、委員会指示に基づき、イ、公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面において、コイの放流及び遺棄を禁止してございます。

また、9ページの別紙2を御覧ください。9ページでございます。こちらの図の青枠で示しました3つの水域から、コイの持出しを禁止してございます。

お戻りいただきまして、7ページでございます。7ページへお戻りください。(2)KHV病に関する注意喚起及び監視体制につきましては、KHV病の発生が確認されていない河川等へのまん延防止のため、市町村と連携し、県民に注意喚起を行うとともに、監視体制を継続しております。

最後になりますが、3のKHV病まん延防止における課題につきましては、一度、KHV病が発生した公共用水面では、再度、発生する可能性が高いことから、コイの持出禁止や注意喚起等のまん延防止対策を継続して行っていく必要があります、引き続き、まん延防止

対策を進めてまいります。

説明は以上になります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

佐藤会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県の方から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(発言なし)

佐藤会長

御意見がないようでございますので、御意見がなければ、第1号議案についてお諮りをいたします。

第1号議案「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第1号議案終了

佐藤会長

次に、第2号議案「令和6年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

加賀主任主査

それでは、青色の表紙の資料により御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

第2号議案「令和6年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」。要旨、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和6年度の第五種共同漁業権に係る増殖目標に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

初めに、関係法令等について御説明しますので、資料の5ページを御覧願います。漁業法の抜粋でございますが、この中ほど、第168条に、「内水面における第五種共同漁業は、免許を受けた者が水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と規定されております。言い換えますと、この規定によって、第五種共同漁業の免許を受けている内水面漁協には増殖が義務付けられているということになります。

この「増殖」の定義でございますが、6ページを御覧願います。令和4年4月14日付

け「海区漁場計画の作成等について」という水産庁長官の通知になりますが、中ほど(7)第五種共同漁業についての②に「増殖とは、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により、水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為」等とあります。次の7ページの⑤のイには、「委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。」とされております。

以上が、毎年、増殖目標の委員会指示を発動している根拠となるものでございます。

飛びますが、最後の14ページを御覧願います。ちょっと小さい字で見づらくて恐縮ですけれども、平成20年から令和5年まで16年間の増殖目標の委員会指示とその実績について、県内全漁業権河川の合計の推移を示しております。表の見方ですが、各年度、各魚種の欄で、上段が指示量、下段が実績となります。この16年の間に、東日本大震災や台風、豪雨被害等の度重なる自然災害に加え、組合員の減少や高齢化等、漁協経営においても大変な状況にあったと思われませんが、種苗購入先の生産不調等により種苗が確保できなかった場合を除き、概ね指示量の8割程度の増殖が行われております。

戻りまして、9ページを御覧願います。令和6年度の増殖目標の委員会指示については、昨年3月22日に開催されました第274回の内水面漁場管理委員会で県から御説明があったとおり、令和5年の漁業権切替えに当たり、免許の可否の基準となる増殖基準を作成したことから、これまであった委員会の内規は廃止することとし、この県の増殖基準に基づいて、増殖目標を検討することといたします。

1、趣旨と2の増殖の方法は、先ほど御説明したとおりです。3、水産動物の種類別の増殖方法等では、水産動物の種類別に増殖方法と留意事項が記載されていますが、うなぎ、こい、そして、ふなの3種については、具体的な基準が示されておられません。

次の10ページを御覧願います。中ほどより下に(5)うなぎとあります。うなぎにつきましては、ア、増殖方法に示すとおり種苗放流しかございませんが、イ、留意事項に記載されているとおり、シラスウナギの不漁等により放流用種苗の購入が極めて困難な状況にあることから、漁業権切替えの際に漁協が県に提出した増殖計画で想定する増殖経費分で購入できる種苗数の放流で可としています。

次の11ページを御覧願います。中ほどの上に(7)こいとあります。こいにつきましては、種苗放流が基本ですが、種苗放流が困難な場合は、確実に産卵床造成を行うこととしています。第1号議案でも御説明しましたとおり、コイヘルペスウイルス病まん延防止の観点からも、放流に際しては種苗の安全性が確保されていることが前提であり、このような種苗が確保できない場合は、確実に産卵床造成を行うことが必要となります。

次の(8)ふなにつきましては、種苗をこいと同一の水域で飼育することが多く、飼育水を介したコイヘルペスウイルス病の水平感染が懸念されることから、こいと同様の取扱いになっております。

次の12ページを御覧願います。最後に、4、増殖の規模とあります。そのまま、読み

上げます。「漁業協同組合が、計画的に資源の拡大（安定）増殖を行うために実施すべき増殖規模は、河川環境や利用状況等の変化、天然資源の再生産状況、過去の増殖実績及び漁業協同組合の経済的負担能力等を勘案し、別表に定める規模以上とする。」とし、別表で増殖規模の最低限度を規定しています。

次の13ページを御覧願います。これが別表となります。こちらも字の小さい表で恐縮ですが、左側から順に、公示番号、河川名、種苗放流数、人工ふ化数、産卵場造成箇所数となっております。種苗放流数の欄では、先ほど御説明したとおり、うなぎ、こいとふなは「－（よこぼう）」が引いてあり、表の一番下に、この「－」については、増殖等の規模を定めないものとしています。

各河川の増殖目標は、基本的にはこの表の増殖規模に基づいて検討することとなりますが、増殖規模が示されていない3種につきましても、確実に増殖することが必要ですので、漁業権魚種であって、産卵場造成箇所数の欄が空欄になっているところは、最低限の増殖規模として「1」を記載し、注意書きとして確実に増殖を行うことを記載したものを委員会指示案にしたいと考えております。例えば、内共第5号、小本川下流部、上から9行目となりますが、うなぎ、こい、ふなの欄に「－」が記載されておりますので、右側の産卵場造成箇所数で空欄となっているふなの欄には、最低限度の造成箇所数として、「1」を記載することとなります。

それでは、令和6年度の委員会指示案について御説明しますので、3ページまでお戻り願います。左側が令和5年度の委員会指示、右側が令和6年度の指示案で、変更箇所に下線を引いております。

定型部では、指示番号と年度、年月日の変更となります。表は省略いたしますが、令和5年度の指示で注意書きとしていた部分は、県の増殖基準に記載されておりますので、公示する指示案の注意書きは、増殖規模を定めていない3種に限定して記載しております。注の部分のみ読み上げます。種苗放流数を示さないうなぎ、こい及びふなについては、次のとおりとする。

うなぎ 増殖経費分で購入できる種苗を確実に放流すること。

こい及びふな 安全な種苗の入手が困難な場合にあっては、「産卵場造成箇所数（箇所）」の欄に示す最低限の産卵場を確実に造成すること、としております。

それでは、1ページを御覧願います。委員会指示案でございます。冒頭部分を読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和6年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。日付けにつきましては、本日、御承認いただければ、先ほどの第1号議案と同様に2月27日を予定しております。会長名でお出します。

その下の表ですが、これまで御説明したとおり、基本的には県の増殖基準に基づくこととし、漁業権魚種にこい、ふながあって、産卵場造成箇所数が空欄になっているところは、「1」を入れています。先ほど、例として挙げた9行目の小本川下流部では、議

案資料として分かりやすいように、朱書きで「1」としておりますが、実際に県報に掲載する際には黒字となり、他の数字と同じようになります。以下の2ページの朱書きも同様となります。

なお、国の通知では、この増殖基準はあくまでも令和5年の漁業権免許時の判断基準であり、固定して考えるものでないとされておりますので、増殖の方法や規模につきましては、内水面水産技術センター等研究機関の研究成果や最新の知見、漁協からの資源管理状況報告等を踏まえながら、見直しを行っていく予定となっております。

以上の経緯を踏まえ、この委員会指示が発動する際には、全ての内水面漁協に対し、今後の運営見通しを十分に精査した上で、増殖基準に定める増殖規模の変更を希望する場合は、県と協議するよう通知文書に付記することとします。

最後に、この委員会指示は、県報掲載に当たって、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等があったら、お願いをいたします。

(佐井委員、挙手)

佐藤会長

はい、佐井さん、どうぞ。

佐井委員

12ページの増殖の規模の内容なのですが、「漁業協同組合が、計画的に資源の拡大増殖を行うために実施すべき増殖規模は、河川環境や利用状況等の変化」の部分で、河川環境や利用状況等の変化というのは、利用状況は県の方で漁協さんからの情報を集約していると思うんですが、河川環境等の変化という部分は、何か土木関係の河川管理者からの数字的な、科学的な数字に基づいて考えてくれているのでしょうか。根拠があれば、教えてください。

加賀主任主査

県の方で策定している増殖基準ですが、本来であればそのような科学的根拠に基づいて検討すべきものが数値で把握できていればいいのですけれども、毎年、漁協から行使状況報告をいただいておりますので、その中で、例えば台風被害ですとか、河川工事ですとか、そういった情報を逐次入れながら、そういったものを勘案しながら、先ほども申し上げましたけれども、必要であれば変更していくことも検討すると聞いております。

佐井委員

分かりました。これは指示ですよ。指示という言葉ですが、非常に言葉じりが強かったんですが、最後の方にですね、経済的負担能力等を勘案し、別表に定める規模以上とするというのはですね、各漁協さんにとっては、非常に飛び越えるのが高いような印

象がありますので、規模以上とすることを目的とするとかですね、柔軟かくしていただけると、漁協さんたちも頑張れるかなと感じました。ありがとうございます。

加賀主任主査

繰り返しと言いますか、補足になりますけれども、7ページを御覧ください。強調してはおりませんが、7ページの⑤の下、先ほどは読み上げませんでしたけれども、ア、免許時の増殖指針、県の方では他のものに倣って基準という言葉を使っているんですけども、免許時の増殖基準の公表につきましては、先ほどお話ししたとおり、水産動植物の種類、増殖方法、増殖規模等を内容とする増殖基準について、免許の可否の基準として都道府県知事が別途公表する。ただし、この基準は、免許する際の一応の基準なのであって、免許期間中、固定化して考えるべきものでない、ということで、国の通知の中で、その後の環境の変化ですとか、様々な状況の変化において増殖規模を変更して良いということになっています。

佐藤会長

佐井さん、いいですか。

佐井委員

はい、大丈夫です。ありがとうございます。

佐藤会長

そのほか、ございませんか。

(発言なし)

佐藤会長

そのほか、御意見がないようでございますので、第2号議案についてお諮りをいたします。

第2号議案「令和6年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、第2号議案は決定いたします。

第2号議案終了

佐藤会長

本日の議案については以上でございますが、次に、報告事項に移ります。報告事項(1)ということで、県の方から「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について」、説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

水産振興課漁業調整課長の太田でございます。私の方から、報告事項の1番として「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告」につきまして、御説明いたします。黄色の表紙の資料をお手元に御用意願います。以降、着座にて御説明させていただきます。

こちらの報告は、平成30年の漁業法改正によりまして、新たに実施することとされたものでございます。改正後の漁業法第90条においては、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、資源管理の状況や漁場の活用状況等を知事に報告しなければならない、とされておりまして。また、漁業権者から報告を受けた知事は、内水面漁場管理委員会に対し、内水面の漁業権漁業の内容を年に1回以上報告するものとされていることから、今回、令和4年度における漁場活用状況等を御報告するものでございます。

報告対象は全ての漁業権漁業となっております。本県内水面では、第五種共同漁業権がその対象となっております。漁業権者である各漁業協同組合から提出していただきました行使状況報告書の概要を取りまとめたものが、お手元の資料となっております。

それでは、資料1ページをお開き願います。初めに、表の見方につきまして御説明いたします。表の右上に報告対象期間を記載しております。今回の対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。

その下、点検結果凡例としまして、表の右側2列目の「点検結果」欄に記す凡例を示してございます。漁業権が適切かつ有効に活用されていれば○、改善努力が必要というものについては▲、報告がなかった漁場につきましては×印、というものでございます。

表の列、左側から順に概要を御説明いたします。「免許番号等」としまして、免許番号、河川名と漁業権者を記載しております。「組合員行使権」については、その漁業権を行使することができる人数と、実際に行使した者の延べ人数を記載しております。「組合員の漁場活用状況」には、1人当りの年間操業日数と各漁協における推定値にはなりますが、全魚種の合計漁獲量を記載しております。「遊漁者の年間釣獲量」には、こちらも各漁協における推定値にはなりますが、全魚種の合計釣獲量を記載しております。「産卵場造成箇所数」には、各漁協が漁業権漁場に造成した産卵場の数を記載しております。資源管理に関する取組の実施状況、資源増殖及び漁場保全に関する取組の実施状況などを記載しております。

県内の第五種共同漁業につきまして、漁場活用状況を資料の1ページから4ページにまとめておりますので、その概要について報告させていただきます。

まず、組合員や遊漁者による「漁場活用状況」につきましては、行使状況や遊漁実態を把握できず、改善努力が必要の▲と判定した漁協が六つございました。次に「資源管理に関する取組の実施状況」については、種苗放流を行っていない漁協が一つ、漁獲量・釣獲量が不明となる漁協が二つございましたので、改善努力が必要の▲と判定しており

ます。

また、漁場活用状況及び資源管理に関する取組の実施状況、これのどちらも報告がなく、状況不明な漁協が一つあり、点検結果を×報告なしとしてございます。改善努力が必要と判定した漁業権漁場につきましては、次回の漁業権一斉切替えに向けて、今後の活用状況について、継続的に注視していくこととしております。

説明につきましては、以上でございます。

佐藤会長

ただ今、県の方から、漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について説明がありましたが、これについて委員の皆様方から御質問等がございましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(発言なし)

報告事項（１）終了

佐藤会長

なければ、報告事項（２）番に移ります。それでは、事務局から「外来魚の生息状況等について」、説明をお願いいたします。

加賀主任主査

それでは、報告事項（２）について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。その他、水産庁が作成いたしましたパンフレットと環境省のホームページの一部を印刷した資料も添付しておりますので、後ほど補足説明の資料として使用いたします。

本県では、平成２年に初めてオオクチバスの生息が確認されています。その後、平成５年２月に当時の内水面漁業調整規則の一部が改正され、オオクチバス等の外来魚の移植が禁止されたにもかかわらず、外来魚の生息区域がその後も拡大したことから、その生息数の減少と繁殖の抑制を図るため、平成13年１月４日に初めて委員会指示を発動し、放流、リリースですけれども、これを禁止して、その後、これまで継続して委員会指示を発動しております。

また、当事務局では、この指示と同年度の平成12年から、毎年、外来魚生息状況調査を行っております。この調査は、事務局から県内の各市町村及び内水面漁協に対して調査票を送付し、外来魚の生息状況について、前年までの生息状況結果からの異同を報告していただく形式で、御協力をお願いしているものでございます。

現在は、昨年４月１日に２年間を指示期間として発動した指示の期間中であることから、本日は、令和５年の調査結果の概要を御報告するとともに、近年、話題となっておりますブラウントラウトを取り巻く状況についても情報を共有いたします。

1 ページを御覧願います。外来魚の生息状況の概要でございます。

1 の令和5年の外来魚調査結果の概要ですが、オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの生息が確認されている市町村の数は17となっております。令和4年から1減少いたしました。後ほど詳しく御説明いたしますが、生息が確認されなくなったのは八幡平市となります。

生息箇所数でございますが、150で、令和4年から2箇所増加いたしました。内訳ですが、表の左側の新たに生息が確認された箇所が3箇所、これは全て一関市内になりますけれども、3箇所、右側の生息が確認されなくなった箇所が、先ほどお話した1箇所の八幡平市内ということで、令和4年末の148から差引で2箇所増え、計150箇所となっております。

2の今後の対応ですが、調査を開始してからしばらく時間が経っているんですけども、現在も新たな生息箇所が確認されていますことから、今後も継続して調査を行う予定としております。

参考として、現在発動中の委員会指示を3に記載しておりますが、これについては、後ほど詳しく御説明いたしますので、ここでは省略いたします。

4にその他として、近年、産業管理外来種であるブラウントラウトの分布域が拡大しているという情報がありますことから、他道県の動向について情報を収集しながら、本県における委員会指示の発動についても検討することといたします。

2 ページを御覧願います。小さくて見づらくて恐縮なんですけれども、この表は令和5年末時点の特定外来生物の生息状況について、市町村毎の生息箇所を取りまとめたものでございます。左側ですけれども、No. を振っております。沿岸部の北から順に1～12、内陸部に移りまして、北から順に13～33まで、33市町村毎に令和5年末時点の外来魚の生息状況をまとめたものでございます。判例ですが、○が生息の確認で、△は研究機関の専門家等による現物の確認が行われておらず、未確定な情報であることを示しています。また、下の方の(5)に記載しておりますけれども、令和元年以降、西和賀町からブラウントラウトについて報告がございます。

表の方に戻りまして、No. 19八幡平市でございますが、昨年まで生息が確認されていた松尾寄木第11地割ため池で生息が確認されなくなったとの報告がございました。ということから、八幡平市内の生息箇所は0となります。一方、No. 33の一関市ですが、下線付き太字で示している、下の方になりますけれども、黄海川でオオクチバスとブルーギル、大平川と二股川ではオオクチバスの生息の確認が報告されております。

3 ページを御覧願います。令和5年末現在の外来魚の生息状況を市町村毎に濃淡で図化したものです。右上に凡例がございますが、色が濃くなるほど市町村内の生息箇所数が多いことを示しています。先ほど御説明しましたとおり、八幡平市内で生息が確認された箇所数が0となりましたので八幡平市は白抜きとなり、令和5年末時点で外来魚の生息が確認された場所は、県内全33市町村のうち17市町村となり、約半分となっております。

います。

4 ページを御覧願います。事務局で調査を開始した平成12年から令和5年末までの24年間の推移となります。先ほども申し上げましたとおり、この調査開始年度の平成12年の調査結果に基づき、平成13年1月4日から委員会指示を発動しております。箇所数としましては、平成17年がピークで173箇所となっており、それから弱い減少傾向にはあるものの、箇所数としてはほとんど減っていません。

この外来魚調査につきましては、漁協が把握する組合員や遊漁者からの情報や、市町村が管理している農業用水等の管理者から寄せられる情報といった目撃情報によるものがほとんどで、1箇所当たりの生息量の変動は把握できておりません。

このような調査ではございますが、事務局といたしましては、委員会指示の発動時から現在まで継続して外来魚の生息状況を把握する調査として位置付け、今後も継続する予定としております。

5 ページを御覧願います。ここから、ブラントラウトの情報となります。

5 ページには、令和5年末時点で当事務局が把握している他道県の記事を記載しております。

まず初めにおさらいですが、水産庁が作成した産業管理外来種のパフレットを御準備願います。水産分野における産業管理外来種の管理について、平成29年12月に水産庁が取りまとめて、ホームページに掲載されているものになります。真ん中の右を向いている魚がブラントラウトとなります。

ニジマス、ブラントラウト、そしてレイクトラウトの3種は、侵略的外来種の中でも、産業管理外来種として位置付けられています。特定外来生物であるブラックバスやブルーギルは、国の法律である「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、いわゆる通称「外来生物法」と言いますが、外来生物法が適用され、生体、つまり生きたままの持出しが法律で禁止されております。ところが、産業管理外来種につきましては、この後、お話しいたしますけれども、それぞれ地域の事情に応じて管理をしてくださいという形になっています。

1枚めくっていただきまして、1ページ目、少々分かりづらいですが、左側下の方に魚の絵がありますけれども、この数字がページ数となっています。下から2段落目の外来種リストのところから読み上げます。下から6行目となります。

外来種リストでは、産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）として、ニジマス、ブラントラウト及びレイクトラウトの3魚種の他、昆虫や植物を含む18種類が分類されました。

下の段に行きまして、水産分野における産業管理外来種について、外来生物法の規制はありませんが、生態系や農林水産業に被害を及ぼすおそれがあるため、外来種被害予防三原則「入れない、捨てない、拡げない」を守ることが必要です、とあります。この外来種予防三原則は、重要なフレーズですので、後ほどもう一度御説明いたします。

2ページに行きまして、上の表の中ほどにブラウントラウトの説明がございますけれども、こちらにつきましては昨年11月に開催いたしました委員を対象とした研修会でも御説明しておりますので、生態等につきましては省略をいたします。

次に3ページをお開き願います。各魚種の分布や産業利用の状況が書いてございます。中ほどがブラウントラウトになりますけれども、日本海側を中心に広く分布しており、昨年の4月でございますけれども、隣の秋田県で委員会指示が発動されております。

すいませんが、もう一度、緑色の表紙の資料の5ページにお戻り願います。こちら概要につきましては委員研修会で御説明しておりますので、簡単におさらいをいたします。

(1)、ブラウントラウトにつきまして、北海道では、漁業調整規則で移植が禁止されております。何人も内水面に移植してはならないとして、ブラウントラウトが対象となっております。

(2)の滋賀県におきましては、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例ということで、県の条例でブラウントラウトを含む指定外来種15種を野外に放すことが禁止されています。これは言い換えれば、生きたままの、生体の持出しが禁止されている状況でございます。

(3)の委員会指示でございますが、ブラウントラウトを対象として管理している県が3県ございます。研修会の際は山梨県と秋田県でしたけれども、その後、調べましたところ、岐阜県でも委員会指示を発動しているということで追加しております。指示の回数や期間は県によって異なるんですけれども、指示の内容に注目してみますと、下の黒い線で囲っているところですが、岐阜県は移植と生体の持出しを禁止、山梨県は移植のみの禁止、そして、直近、昨年から規制しております秋田県におきましては、移植、生体の持出し、放流、いわゆるリリースですけれども、3点セットで規制されています。令和5年末時点で、他道県におけるブラウントラウトの管理を以上の禁止項目で見ると、最も多い管理項目については移植となります。北海道、岐阜県、山梨県、秋田県。それに次ぐものとして、生体の持出しが管理項目となっております。

文字だけの御説明ですと、実際どのような管理状態になっているか想像しづらいと思いますので、岩手県における外来生物の管理を通じて、イメージで考えてみたいと思います。

6ページを御覧願います。これも少々字が小さくて恐縮なんですけれども、左上の(1)特定外来生物の取扱いをイメージとして表したものです。点線で囲まれた部分が岩手県内、その外は県外となります。A、B、Cはそれぞれ水域を表し、AとBは県内の水域、Cは県外の水域となります。赤い規制は国の法律によるもの、青い規制は県の委員会指示を表しています。それぞれ色の濃い部分につきましては直接的な規制、色の薄い部分につきましては間接的に規制がかかっているという状態を示しています。

まず、特定外来生物であるブラックバスやブルーギルは、先ほども申し上げましたけ

れども、国の法律である外来生物法が適用されますので、生きたままの持出しが禁止されます。1の生体の持出しは×と書いてありますが、禁止されているということを表しています。

次に青い規制ですが、2としまして県の委員会指示で放流を禁止しています。放流を禁止することにより、水域から一度取り上げた魚を戻さないことで、絶対数を削減し、繁殖を抑制しようとするものでございます。

ここには、前のページで他道県の管理で最も多かった移植という言葉がでてきませんが、赤い部分の国の法律により、県の内外を問わず、生きたまま水域から持出しができませんので、間接的にはピンクで示している部分になりますが、図で示すA、B、C間で魚の移動、生きたままの魚の移動、すなわち移植はできないこととなります。

この全てが×になっている状態が、現時点で岩手県が特定外来生物であるブラックバスやブルーギルを適切に管理できる状態ということになりますけれども、これは国の外来生物法が適用されているため、県としましては委員会指示は放流の禁止だけで済んでいるという状況になります。

右側の(2)を御覧ください。現行の委員会指示となります。全文記載しておりますけれども、青い文字の部分が放流の禁止を指しています。ここには書かれていませんが、特定外来生物であるブラックバスやブルーギルは、国の法律により生体の持出しも移植もできないということが、この背景にあります。

今後、本県におけるブラウントラウトの管理において、このような状態にするということを仮定した場合、どのような委員会指示を発動すれば、左側の図のような状態になるのかということ、左側の下の(3)で考えてみたいと思います。

産業管理外来種であるブラウントラウトには、国の法律である外来生物法が適用されませんので、対象外ということになります。赤い規制は行われたい、ということで、まず1の生体の持出し禁止、これは国の代わりに県が規制するものですが、これと先ほどと同じ2の放流の禁止を発動した場合、この場合がどういう状態かということを考えてみますと、上の(1)では、国の法律で生体の持出しを禁止、赤い部分に相当しますけれども、これにより間接的にピンクのA、B、C間の移植も規制されておりますが、県の委員会指示による「生体の持出し禁止」は、県内の水域にしか適用されませんので、県内での移動、すなわちAからB、BからCの移植は禁止されますが、県外のCから県内のBへの移動、すなわち移植は禁止できないこととなります。現状の岩手県では、この移植、県の外から県の中に持ち込まれるもの、これを禁止することが最も重要と考えられます。

以上のことから、県外のCからBへの移植を禁止するためには、改めて3つ目の指示、「移植の禁止」を委員会指示として発動することが必要となります。このすべてに×がついている状態が、上の本県での特定外来生物と同じ管理の状態となり、秋田県と同様に生体の持出し、放流、移植の3点セットについて、全て禁止されている状況というこ

とになります。

次に、現時点の岩手県でこのような規制が必要なのかというような議論になります。ここで外来生物を所管する環境省はどのように考えているのか、ということで、もう一つの資料で見えます。左上に「日本の外来種対策」と記載されている資料を御準備願います。

防除に関するQ&Aとしてまとめられたものでございますけれども、予備知識編で7項目、実践編で10項目あります。ここでは実践編の最初となるQの8を見えます。実践編Qの8、「侵略的外来種が発見されたのですが、まだ具体的な被害が出ていないのでしばらく様子を見たいのですが」という質問になります。

こちらの環境省の回答が4ページになります。4ページを御覧ください。中ほどになります。質問は先ほど読み上げましたとおり、「侵略的外来種が発見されたのですが、まだ具体的な被害が出ていないのでしばらく様子を見たいのですが」とあります。これに対する環境省の回答ですけれども、「外来種対策を実施する場合には、「予防原則」に基づいて行うことが重要です。早期発見・早期防除により低コスト・短期間での防除が可能となり、根絶につながり、生態系等への被害を最小限に抑えることができます」とあります。第1号議案で御審議いただいたコイヘルペスウイルス病のような魚病対策も、この考え方に基づいています。

一段落飛ばしまして、その次、「侵略的外来種の初期対応の必要性は、火災における初期消火の重要性に喩えられます。燃え始めは少ない労力で消火でき、被害も小さくて済みます。しかし、燃え広がるにつれて消火は急速に困難になり、被害も加速度的に大きくなります。火災では「火の用心・初期消火」が重要なように、外来種対策でも「早期発見・早期防除」が重要です」とあります。

下の図、ちょっと鮮明な図でなくて恐縮なんですけれども、先ほどの文書にありましたとおり、「火の用心、初期消火」が重要となります。岩手県におきましては、現状はこの下にあります未定着から定着初期の段階にあると考えられます。この段階で、「火の用心、初期消火」ということで、早期に対策を講じることにより、被害を最小限に抑えることが可能となります。

5ページを御覧ください。こちらも鮮明な図ではないのですが、外来種被害防止計画から抜粋されたものです。図の見方ですけれども、外来種の生息数は、上に行くほど多くなり、下に行くほど少なくなります。侵入が発見されてから右に行くほど時間が経っていることを示します。岩手県では、ブラックバスにつきましては、残念ながらこの赤い線の状態になっているのではないかと想定されます。まん延期になってから様々な対策を講じたけれどもなかなか減らない。しかし、今、底の部分と思われるところで、やめてしまうとまた元に戻ってしまう。この後、活動を続けて行ってもなかなか根絶は難しいという状況が、今の岩手県のブラックバスの状態と考えられます。

そこで、ブラウトラウトにつきましては、青い線の状態を目指したい。定着初期に

において、早急に未然防止のために委員会指示を発動することにより、短期間に根絶まで持っていきけるのではないかと考えられます。

恐縮ですがけれども、もう一度、水産庁のパンフレットを御覧願います。1枚めくっていただきまして、先ほど読み上げた部分でございますけれども、もう一度、下の2行を繰り返し読んでみたいと思います。水産分野における産業管理外来種について、外来生物法は適用されないけれども、外来種被害予防三原則「入れない、捨てない、拡げない」ということで、ここに「予防」の文字が入っています。先ほどの魚病と同様に外来種対策においても、この予防が非常に重要である、そして、これまで委員会の指示の案文で御説明してきましたので、ちょっと分かりづらかったと思うんですけれども、「生体の持出し禁止」、「放流の禁止」、「移植の禁止」ということを、広く一般に分かりやすい言葉で表すと、ここに書いてある「入れない、捨てない、拡げない」、こういった表現となります。そういったことにも配慮しながら、今後、注意喚起をしていかなければならないと思います。

まとめになります。後ろから2枚目の9ページを御覧ください。端に魚の絵で9と書いてあるページです。水産分野における産業管理外来種の管理の概念図でございますけれども、産業管理外来種につきましては、各地の事情に応じて、関係する主体が連携してそれぞれの役割に応じた取り組みをしていくことが必要になります。

この楕円の左側の下の方に、内水面漁場管理委員会、水産試験場、都道府県とあります。この3つの役割といたしまして、地域の対策を推進、委員会の立場としては促進という形になるかと思っておりますけれども、項目が挙げられています。そして、一番下に赤字で「必要に応じて公的規制を措置」、これが移植の禁止となりまして、これで開放水面における私的放流の自粛を目指していくこととなります。これに向けて公的な規制を措置するという位置づけになります。岩手県内水面漁場管理委員会として、今後、このようなことを考えていきたいと思っております。

最後になりますけれども、緑色の表紙の資料、最後の6ページの右下(4)にお戻り願います。これまでの経過と今後のスケジュールとなります。

1、令和5年11月22日に内水面漁場管理委員会の委員研修会を開催いたしました。この時には、例として、近年話題となっております、生息域が拡大しております「ミズワタクチビルケイソウ」という藻ですけれども、こういったものを例にして、外来生物対策に関する情報共有をいたしました。この研修会の中で委員から御指摘があったのは、外来生物に対しては委員会指示、そういったものも含めて対策は必要だけれども、それだけでは不十分、それはこれまでのブラックバスの傾向をみても分かるように、指示だけでは不十分というような意見がありました。

2、今年になりましてから1月16日に内水面振興懇談会、これは内水面漁連主催のものでございますけれども、県と漁業者団体、遊漁者団体との意見交換会に、こちらの事務局も参加させていただきまして、外来生物対策について今までお話してきたようなこ

とを情報提供させていただきました。この遊漁者団体からも、岩手県の遊漁の魅力はやまめやいわな等の溪流魚で、これを目的に来る遊漁者が非常に多い、そういうことから、ブラウントラウトに対しては、早急な対策が必要であるというような御提言をいただいております。

そして、本日、この委員会でこれまでの外来生物対策、ブラックバスも含め、ブラウントラウトの状況等を情報共有いたしました。

今後となります。点線から下のところが今後の予定で、現時点で予定しているものでございます。

2月から3月にかけて、先ほど御審議、御承認いただきました第1号議案、第2号議案を通知するに当たり、併せて先ほどお話しした令和5年度の調査結果を報告いたします。これは、これまでの調査ですと、いつも年末になってからお送りしているところですが、今回は併せて送って注意喚起をする、そして同時に委員会指示の発動についても検討していきます。

令和6年の3月から4月にかけて、年度が変わって、改めてブラウントラウトについて、他県の委員会等の動きがないか、そういったものを情報収集しながら、効果的な取組についても併せて収集していきます。

そして、早ければ、5月以降になりますけれども、次回以降の委員会で指示の発動を協議します。発動時には、指示を出すだけではなくて、関係者の連携による効果的な取組の事例も紹介していきたいと思っております。

大変長くなりましたが、事務局からは以上でございます。

佐藤会長

ありがとうございます。ただ今、事務局から外来魚の生息状況等について、説明がありました。これについて委員の皆様方から御質問や御意見があったら、お願いをいたします。

(高橋委員、挙手)

佐藤会長

はい、高橋委員、どうぞ。

高橋委員

令和5年外来魚生息状況の調査結果表を見て、一関市が非常に数が多いなと思うんですけども、具体的に駆除をしたりとか、そういったものはないんでしょうか。たぶん、委員会指示とか、そういったものを出しても、現状にいる魚たちで増殖していつてしまうのではないかと、あとは他の地域の方には行かないのかなとか、ため池にいるからいいじゃんじゃ、たぶんダメなんじゃないかなと。県の方から直接、例えば一関市の方に何か働きかけをされるとか、経費を出して駆除をされるとか、よくテレビの番組で外来種の駆除の番組とかやっていますが、遊漁者の皆さんの協力を得て、例えば駆除をしてもらうとか、そういったものも必要なんじゃないかなと。ブラウントラウトとかそうい

ったものは初期消火で済むかもしれないけれど、今、まん延しているものは、とにかくにも早く駆除しないと問題は解決しないんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

加賀主任主査

まずは、事務局の方からお話いたします。説明の中でも申し上げたんですけれど、市町村についてはここに書いてある、多くは農業用のため池になるんですけれども、なかなか管理が行き届いていないと、人も高齢化しているし、いなくなってきたということから、管理が難しくなっているという状況にあると聞いております。必要性については、市町村の方も重々承知しておりまして、何とかしたいと考えているところではあるんですが、お金の面ですとかもさることながら、なかなかそのマンパワー的にも足りていない状況にあると。外来魚だけではなくて、管理しきれないような状態のものが多くなってきているという話を報告の中で聞いております。

佐藤会長

事務局からはそのような説明ですが、高橋委員が言った、県の方では何か策は考えていないのか、ということも問われたようですが。

(野澤振興担当課長、挙手)

佐藤会長

はい。

野澤振興担当課長

先ほど、委員の方からテレビで池で全て魚を獲るような、そういう部分につきましては、特別採捕許可になるんですけれども、そういったところの許可は令和3年、4年ではなくて、ブラックバスの駆除を行っていないということは事実としてございます。

基本、ため池の管理になりますと、土地改良区が主体となるわけですが、そういった部分で、調査とかにつきましては、国の方も積極的に環境調査を行っているところでございます。

市町村の方としてもですね、例えば、昨年度ですと、盛岡市さんなどは外来魚生息状況調査で、綱取ダムでかごなどを使ってオオクチバスを駆除しているというような報告がございました。

また、県単の補助は駆除に対する補助ですけれども、平成19年度くらいまではあったんですけれども、それ以降、県単の補助といった形での支援はしていないのが実態でございます。

こういった状況をまず市町村と共有しながら、どういった対策ができるかということ、今後、検討してまいりたいと思います。

佐藤会長

高橋委員、納得しましたか。

(佐井委員、挙手「補足します」)

佐藤会長

はい、佐井さん、どうぞ。

佐井委員

ため池の話なんですけど、僕、県の農業関係の委員もやっていますので、ちょっと情報共有したいと思っています。先ほど事務局からも言われたとおり、県南の方はため池が多いんですね。土地改良区ができる前にですね、水を確保するために、農家の人たちが手作りで作ったため池がすごく多くてですね。平成26年に「ため池法案」が国で作られたんですよ、九州のため池が崩壊して8人くらい亡くなったことをきっかけに、全国のため池を全部調べましょうというキャンペーンができて、平成27年に一関市でため池を調べたんです。当初、岩手県の自然保護課では、ため池の数は3,000個ありますと言われていたんですが、平成27年の6月から7月に一関市の農林課が調べた結果、1ヶ月で5,000を超えたという話で、岩手県全体でため池というものが何個あるか、1万個以上あるんです。

それを踏まえて、その頃にはもうブラックバス、オオクチバスはまん延しておりますので、ため池法案の主な目的は、所有者が確定していない部分があつて、誰の所有でもないものがあつて、土地の登記の部分でちゃんとはっきりしましょうという部分もあつたんですね。ブラックバス、オオクチバスの調査は漁協とかですね、市の農林課を中心に調べてくれということで、水産振興課の方から打診は行っているんですが、ブラックバスがいるかどうかというのは、ため池組合とか全ての組合がそれを報告している訳ではない、全てのため池を把握している訳ではないので、これは報告された数だけで、潜在的にはこの2倍くらいあるんだろうなというふうに思っています。

駆除に関しては、環境省からはブラックバスは移動してはならないという通達はありますが、実際、地方自治法だったりですね、そういうものを考えると、その土地の外来種駆除の予算は自分たちでやってくれという感じなんですね。一関市はため池が多いもんですから、ブラックバスの駆除だけに費用を充てるという部分は非常に厳しいだろうな。土地改良区さんの方は、農家の人からもらったお金とか、農水省から来るお金もあるので、たまたまため池の管理として水抜きをして駆除はしているんですが、完全に駆除できている訳じゃなくてですね、技術の方もなかなか確立されていない部分がございます。

何を言いたいかと言うとですね、外来種はまん延してしまうと、なかなか減らすことができない。今回の今日の資料からお分かりになりますように。実は、ブラウントラウトの話で、西和賀の漁協がなんで熱くなっているかと言うと、オオクチバスが岩手県全体にまん延する前は、花巻だったりあちらの北上山地の方でシナイモツゴやゼニタナゴだったり分布しているところが非常に多かったんですね。それを危惧して、外来種を移動させないとかという話があつたんですが、いかんせん県の行政の方では被害が出ないと対応できないというルールがあつてですね、それを待っている間に、レッドデー

タブックのAランクだったり、そういうものが40パーセントくらい消えているんですね。そういうことを、環境保護をやっている委員の先生だったりいろんな人たちが知っているんで、ブラウントラウトがまん延してしまうとどうなるかという、県のレッドデータブックの上位にあたる水産生物が死滅してしまうのではないかとこの部分があって、僕が外来種にちょっとうるさく言っているのは、オオクチバスの対応の遅れによる失敗を繰り返したくない思いがあって、言わせていただいております。

高橋委員から言われたため池での駆除に関しては、お金とやっぱり人がいないとできない部分があって、何年か前から僕も提案させていただいているんですが、内水面漁場管理委員会の下部組織として、調査チームとか駆除チームを作っただけであれば、岩手県の小さな規模のため池のオオクチバスは半分に減らせると思っていますので、その辺を将来的に考えられればいいのかと思います。皆さん努力していても、獲りきれないというのが、今の現状だと思います。

佐藤会長

私から、県の方に一言。この委員会で、ただ今、外来魚の取扱いについて、高橋委員、佐井委員がしゃべったような意見がありましたということをも十分認識していただいて、それでも予算を作れないのかと言われないように、がんばっていただきたいなと思います。

佐藤会長

その他、御意見ございませんか。

(佐井委員、挙手)

佐藤会長

はい。

佐井委員

あとですね、網とかで駆除する時に、特別採捕許可を県知事からもらわなければならないんですけど、申請してからもらうまでの期間がけっこう長くてですね、2か月くらいかかると。そうすると、申請する面倒くささがあるって、駆除をやめようみたいな部分があります。土地改良区さんもそのようなことを、直接言っておりました。

佐藤会長

その申請から許可が出るまでの期間が2か月くらいかかるというのは、県の方としてはやむを得ないんだと。

(太田漁業調整課長、挙手)

佐藤会長

はい。

太田漁業調整課長

特別採捕の許可につきまして、2か月というのは、本来のこちらの標準の事務処理日数でいけばあり得ない話でございます。ただ、それなりの許可ということもありますの

で、例えば書類の不備とかから手戻りがあって、結局、申請者の方が最初に申請してから、最終的に書類が整って許可を出すまでに、場合によってはそれなりの時間がかかることもあります。

そういうことを避けるために、あらかじめ、例えば特別採捕の申請をされる方には、事前にどういった書類が必要だとかということを確認させてもらっています。基本的に、受け付けたものについては、こちらとしても速やかに進めさせていただいておりますので、そういう状況になる場合もあるということで、御承知いただければと思います。

佐藤会長

いずれ、漁業調整といえども、県民の役に立たなければならぬという立場は間違いないので、速やかに許可されるようお願いしたいと思います。

報告事項（2）終了

佐藤会長

それでは、その他に御質問がなければ、次の「その他」に移ります。その他でございますが、委員の皆様方から、委員会で共有したい情報などがあつたら、お願いいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(発言なし)

佐藤会長

なければ、県の方からの情報提供はございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

佐藤会長

それでは、最後に事務局から何かありませんか。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡をいたします。次回の委員会についてでございますが、急な案件がない限り、年度が新しくなりまして、5月の開催を予定しております。時期がまいりましたら、文書で御案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上です。

佐藤会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。大変、御苦労様でございました。

終了（午後2時50分）
